

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 3 9

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2021. 2. 19

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※
本メールマガジンは配信専用となります。
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、下記連絡先へお願い致します。
電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）
※-----※

皆様、こんにちは。
暦の上では立春が過ぎ、日中は少しずつ暖かい日も増えてきました。
春間近のこの時期、スーパーでは柑橘系の果物がたくさん並びますよね。
みかん、ポンカン、伊予柑などなど・・・。

私も柑橘類は大好きなのですが、つい先日、人生初の出会いがありました。それは「金柑」です。
一口サイズのかわいいみかんですが、実は今までの人生の中で、金柑を食べたという記憶がほとんどなく、その上、皮ごと食べられるという事実など、およそ知る由もありませんでした。
せいぜい「のど飴に使われる」くらいのイメージしかなく・・・。

ところが、先日友人から「金柑って美味しいよね～」と言われびっくり！
「金柑を食べる」という概念がなかった私にとって、本当に衝撃的な言葉でした。
そして、そんなに美味しいのなら、と早速近所のスーパーで

相談料無料でご利用いただけますので、上記分野について
ご相談をご希望のお客様は、無料特別相談についてお気軽に
お問い合わせください。

※令和3年2月・3月の特別相談は以下の通り開催する予定です。

< 2月の予定 >

● 第4週目

25日（木） 不動産／相続・遺言（国分寺オフィス）

※不動産相談はオーナー様が対象です

27日（土） 離婚（所沢オフィス）

< 3月の予定 >

● 第1週目

2日（火） 不動産／相続・遺言（所沢オフィス）

※不動産相談はオーナー様が対象です

6日（土） 離婚（所沢オフィス）

● 2週目

10日（水） 離婚（国分寺オフィス）

13日（土） 離婚（所沢オフィス）※午後のみ相談となります

● 3週目

18日（木） 相続・遺言（所沢オフィス）

● 4週目

23日（火） 事業主／相続・遺言（国分寺オフィス）

※経営者・事業主・役員様が対象／相談内容問わず

★ 3月の国分寺市民相談 ★

『3月19日（金）』（毎月第三金曜日）

※国分寺市在住・在勤の方々の相談について、無料相談を
行っております。

相談内容は問いません。また、特別相談と同様の時間帯を
ご案内させていただいております。ご相談を希望される方はお電話
または当事務所ホームページ

(<https://alpha-lawoffice.com/contact/free-seminar/>) より

お申し込みください。



2 事業承継～親族内承継（１）～



皆様こんにちは。

弁護士法人アルファ総合法律事務所の
代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

前は「事業承継」の方法として、大きく分けて（１）親族内承継
（２）親族外承継（３）M&Aの３つがあるというお話をしましたが、
今回は、もしも実際に『親族内承継』を行うこととした場合、
どのような流れで進めていくことになるか、という点や、
留意点などについてお話していきたいと思います。

親族内承継を行うこととした場合、個別の事情により、
多少前後するケースはあるかもしれませんが、基本的には
以下のような流れとなります（なお、当然の事ながら、何らかの
理由により、途中で承継の実現が困難と判断された場合、
再び後継者決定の段階からやり直したり、あるいは改めて
親族外承継やM&Aを選択するという事もあると思われま

- （１）後継者の決定
- （２）経営者の育成
- （３）株式移転準備
 - （３－１ a）生前に移転を完了させる場合 → 資金準備 or 贈与税対策
 - （３－１ b）相続による移転を前提とする場合 → 遺言内容の検討
 - （３－２）（ a b どちらを選択する場合でも）遺留分対策
- （４）周囲からの理解や協力を得るための経過措置
- （５）承継完了
- （６）会社のさらなる発展へ向けて

▼（１）後継者の決定（最初にして最大のポイント）

なにはともあれ「事業を誰に承継させる事にするのか」が決まらない限り、事業承継に関する話は全く進めようがありませんし、同時に、

この人選こそが事業承継の成否自体も大きく左右するポイントとなります。

事業の後継者として必要な素養については、様々なものがあるかと思いますが、事業に関する知識や能力自体は、後継者決定後の「育成」でカバーできる可能性があるものの、少なくとも「事業を承継し、さらに発展させていこう」という意思や意欲がない人に対し、単に血縁だからというだけの理由や、預貯金のような財産を残してあげる感覚で承継をさせようとしても難しいでしょう。

そして、どうしても身近に適切な人物がいないという場合には、親族外承継やM&Aのように、外部に人を求める形を選択し直すこととなります。

▼（２）経営者の育成（承継までの残りの期間との勝負！）

親族外承継やM&Aの場合であれば、そもそも承継相手を決定する時点において、既に一定程度経営に対する能力やノウハウを有する人（M&Aであれば会社）を選ぶことが前提であるため、あまり問題とならないかもしれませんが、親族内承継を選択する場合には、そこから実際に承継するまでの間に、どれだけ経営者として育てられるが極めて重要となります。

適切な教育方法は会社の業種や実情等により異なってくるでしょうし、最初から自社に入社させる方法、一定期間は同業他社で勤めさせる方法、さらには全くの異業種で揉まれてくるという方法も考えられるところですが、実際の承継予定日までにあまり時間がない場合には、少なくとも後継者において社内における業務プロセスや、事業遂行上の重要ポイントを理解し、さらには従業員との信頼関係や一体感を形成していくために必要な期間を確保することを優先することになるかと思われます。

逆に、承継自体が「まだ遠い先の話」といえる位余裕のある時期に後継者決定ができていれば、選択の余地が広がることとなります。敢えて身内の加護のない他社において、身をもって社会の厳しさを学んだり、視野や人脈を広げていくための期間を設けることもまた、会社の将来にとって意義あるものと言えるでしょう（そのような観点からは、可能な限り早期に後継予定者を決定できるほうが

望ましいと考えられます）。

▼（３）株式移転準備

事業承継の実質面においては、先ほどの

（１）及び（２）（人選及び育成）が極めて重要であることは疑いようのないことですが、他方、法律的・税制的な面においては、この株式移転に関する部分が最も重要かつ慎重に検討すべきポイントとなります。

なぜなら、例えどれだけ後継者として有望視されていた人物であったとしても、実際に会社の株式（少なくとも過半数）を得ることができないうちは、会社の実権を確保したとはいえず、むしろ状況次第では経営者の立場を失う可能性が残ることになるからであり、かといって、現経営者の持つ株式全てを後継者に渡そうとしても、安易な方法を選択すると、そこに大きな反動（税負担や資金調達の負担、さらには遺留分など他の親族との紛争）が生じる恐れがあるからです。

現経営者から承継予定者へ株式を移転する方法としては、大きく分けて

（１）相続、（２）生前贈与、（３）売買の３つが考えられますが、承継予定者側から見た場合、

（１）売買、（２）生前贈与、（３）相続の順に金銭的負担が重くなるものの、その分、早期かつ確実に実権を確保することが可能になるという関係になります。

どのような方法が最適かは（さらに、組み合わせることも可能です）、会社の状況によって異なりますが、実際の検討にあたっては、法律及び税制面での仕組みを十分に理解しておく必要がありますので、次回はその詳細についてお話したいと思います。

（親族内承継（２）へ続く）

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] ～弁護士10年目を迎えて～
▲△▲-----

皆様こんにちは、弁護士の五十嵐です。

2021年1月で、ちょうど弁護士になって10年が過ぎました。
振り返れば、働き方が大きく変わりました。

1年目はとにかく必死で、残業や土日出勤も苦ではなく、
仕事中心の生活に不満もありませんでした。

ライフワークバランスをとるといふ発想もなかったと思います。

この生活は、出産を機に大きく変わりました。
復帰後、不測の事態が頻繁に起きるので、仕事に支障が出るのを
恐れ、当初、仕事は相当に余力があるように配分していました。

それでも忙しさは倍増し、毎日が慌ただしく、目まぐるしく
日々が過ぎていきましたが、子供が成長し、段々と
手が掛からなくなるにつれ、
ワークライフバランスもうまく保てるようになりました。

さらに2020年は、コロナによって、夫が在宅勤務になり、
家事や育児で頼めることが増え、以前より長い時間
仕事ができる状況があります。

11年目以降も、その時々で調整して、健康的に
職務を続けていきたいと考えています。



4 あとがき



この金柑ですが、調べてみると、実は「スーパーフルーツ」でした！
のど飴の成分になっているように、喉の炎症を抑え、
喉・鼻の粘膜を強くする効果があると同時に、
動脈硬化や心筋梗塞、血中コレステロールの改善、ガンの抑制作用など、
生活習慣病などにも効果があるとのこと。

そして、金柑の「皮」にこれらの効能があるようなので、
やはり皮ごと食べることが一番良いようです。
果物売り場では、見過ごしがちな場所に控えめに陳列されている
金柑ですが、皆様もぜひ試してみてくださいはいかがでしょうか。

金柑が最も美味しい旬の時期は1月中旬から3月上旬くらいまで
だそうです。

皆様にも金柑パワーで、この冬の時期を元気に乗り越えて
いただきたいです。

それでは次号をお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆

－発行元－

弁護士法人アルファ総合法律事務所

代表弁護士／税理士 保坂光彦 （メルマガ担当：松浦／SK）

埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル3階

TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972

MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com

URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)